



平成27年2月20日

各位

会 社 名 株 式 会 社 ホ ッ ト リ ン ク 代表者名 代表取締役社長CEO 内 山 幸 樹 (コード番号:3680 東証マザーズ) 問合せ先 取締役CFO 髙尾 秀四郎

(TEL. 03-5745-3900)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年2月20日開催の取締役会において、平成27年3月26日開催予定の第16期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の変更の理由

当社定款におきましては社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう第29条(社外取締役との責任限定契約)及び第40条(社外監査役との責任限定契約)を規定しております。

今般、会社法第427条の改正により責任限定を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役についても期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第29条及び第40条の規定を改正するものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更後
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(社外取締役との責任限定契約)	(取締役との責任限定契約)
第29条 当会社は、会社法第427条第1項の	第29条 当会社は、会社法第427条第1項の
規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、	規定により、 <u>取締役(業務執行取締</u>
任務を怠ったことによる損害賠償	<u>役等であるものを除く。)</u> との間
責任を限定する契約を締結するこ	に、任務を怠ったことによる損害賠
とができる。但し、当該契約に基づ	償責任を限定する契約を締結する
く責任の限度額は、法令が規定する	ことができる。但し、当該契約に基
額とする。	づく責任の限度額は、法令が規定す
	る額とする。

現行定款 変更後 監査役及び監査役会 第5章 監査役及び監査役会 第5章 (社外監査役との責任限定契約) (監査役との責任限定契約) 第40条 当会社は、会社法第427条第1項の 第40条 当会社は、会社法第427条第1項の 規定により、社外監査役との間に、 規定により、監査役との間に、任務

任務を怠ったことによる損害賠償 責任を限定する契約を締結するこ とができる。但し、当該契約に基づ く責任の限度額は、法令が規定する 額とする。

(新設)

を怠ったことによる損害賠償責任 を限定する契約を締結することが できる。但し、当該契約に基づく責 任の限度額は、法令が規定する額と

する。

(附則)

第29条及び第40条の変更については、会社法 の一部を改正する法律(平成26年法律第90 号)の施行(平成27年5月1日)をもって効 力を生ずるものとする。なお、本附則はその 効力発生後、これを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日

平成27年3月26日 平成27年5月1日

以上